

伊達市データ駆動型スマート農業推進協議会運営業務委託に係る 公募型プロポーザル実施概要書

1 委託業務件名

伊達市データ駆動型スマート農業推進協議会運営業務委託

2 目的

伊達市では令和6年度から高知県や高知大学 IoP 共創センターの協力を得て「データ駆動型スマート農業」を推進するため、環境測定装置を設置し園芸施設の生育データの収集を進めている。

本業務は、本市の基幹産業である農業を取り巻く環境が大きく変化していることを踏まえ、持続可能な農業形成を目指すための協議会を設立することで、データ駆動型スマート農業の普及と人材育成を行うための支援業務をするものであり、幅広いパイプと優れた分析力、企画力、経験、実績等を有し、本業務の目的及び内容に最も適した受託者を公募型プロポーザル方式により選定するものである。

3 契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約

4 提案限度価格

金5,921,000円（消費税及び地方消費税含む）

5 委託期間

委託契約締結の日から令和8年3月31日（火）まで

6 業務の内容

別紙仕様書のとおり

7 参加資格要件

参加資格の基準日はプロポーザル参加申請受付受理日とする。

- （1）地方自治法施行令第167条の4に該当しないこと。
- （2）伊達市建設工事等入札参加資格制限措置要綱第2条による制限等の適用を受けていないこと。
- （3）会社更生法（平成14年法律第154条）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされていないこと。
- （4）伊達市暴力団排除条例（改正平成24年12月13日条例第36号）第2条第1項第1号、第2号及び第3号に該当しない者及びそれらの利益となる活動を行う者に該当しないこと。

8 選定スケジュール

項 目	日 程
公募開始（市公式ホームページ）	令和7年4月22日（火）
参加申請受付期間	令和7年4月22日（火）～ 令和7年4月30日（水）午後5時まで
質問受付期間	令和7年4月23日（水）～ 令和7年4月30日（水）午後5時まで
質問回答（市公式ホームページ）	令和7年5月8日（木）
要請書通知	令和7年5月12日（月）
企画提案書等提出期間	令和7年5月22日（木）午後5時まで
審査（プレゼンテーション）実施	令和7年5月30日（金）
選定結果通知	令和7年6月上旬
委託契約締結	令和7年6月下旬

※ スケジュールに変更が生じた場合は、本市ホームページに掲載し、参加者に通知する。

(<https://www.city.fukushima-date.lg.jp/soshiki/18/78042.html>)

9 参加受付

本件の公募型プロポーザルに参加しようとする者は、参加申請をし、資格確認を受けること。

（１）提出期限

令和7年4月30日（水）午後5時

（土、日、祝日を除く午前9時～午後5時）

（２）提出場所

担当部署及びお問い合わせ先（土、日、祝日を除く午前9時～午後5時）

〒960-0692 福島県伊達市保原町字舟橋 180 番地

（伊達市役所保原本庁舎中央棟3階）

伊達市 産業部 農政課

電話 024-573-5635 FAX 024-573-5865

E-mail : nousei@city.fukushima-date.lg.jp

（３）提出書類

① 公募型プロポーザル参加申請書（兼参加資格審査申請書）【様式1】

② 登記簿謄本（登記全部事項証明書）

申請日3か月以内に発行されたもの。証明書は写しでもよい。

③ 企業概要【様式2】

会社の概要がわかる資料（パンフレット）を添付すること。

④ 関連業務実績【様式3】

過去3年間の履歴を記載すること。

(4) 参加の辞退

書類を提出した後に参加を辞退する場合は、書面（【様式9】参加辞退届）を提出すること。

10 参加資格の確認

参加申請書を提出した者には、令和7年5月12日（月）までに、参加資格確認結果通知書を電子メールで送付する。また、参加資格要件を満たす者には、プロポーザル関係書類提出要請書も同時に送付する。

11 質問の受付及び回答

実施概要書、仕様書等に関して質問がある場合には以下の要領で質問書を提出すること。

(1) 提出期限

令和7年4月23日（水）から令和7年4月30日（水）午後5時まで【必着】

(2) 提出方法

質問書【様式4】

電子メールにより次の宛先まで送信した後、送信した旨の電話連絡を産業部農政課に行うこと。

(3) 送信先 E-mail : nousei@city.fukushima-date.lg.jp

※件名は「【企業名】伊達市データ駆動型スマート農業推進協議会運営業務委託」

(4) 回答方法 令和7年5月8日（木）午後5時までに本市ホームページ

(<https://www.city.fukushima-date.lg.jp/soshiki/18/78042.html>) に掲載する。

12 企画提案書等

本件のプロポーザルに関する提案書の提出に関する手続きは、下記のとおりとする。

(1) 提出期限

令和7年5月22日（木）午後5時まで【必着】

(2) 企画提案書等の注意事項

- ① 提出書類は、A4版左綴り（ステープル止め）で作成すること。
- ② 片面印刷とし、単色・カラーは自由とする。
- ③ 文字の大きさは12ポイントを基本とするが、図表等をはじめ表現上必要な場合等はその他のポイントの使用も可とする。
- ④ 表紙を作成し、中央に本プロポーザル名を記載し、その下に「企業提案書等」と記載すること。
- ⑤ 企画提案書には、会社名を推測できる記載、表現、ロゴ等を入れないこと。これらが入っている場合は受け付けしないので、十分に注意すること。

(3) 企画提案書の記載事項

企画提案書の構成は以下のとおりとし、別に定める「伊達市データ駆動型スマート農業推進協議会運営業務委託仕様書」を踏まえ、提案者の考え方や提案を記載すること。

- ① 業務実施方針・計画提案概要
- ② 業務の実施体制
- ③ 共有会議の進め方への独自の工夫
- ④ 地域特性を踏まえた、データ駆動型スマート農業推進の整理
- ⑤ 本事業の完成度を高めるための提案

(4) 提出書類

- ① 企画提案書提出届【様式5】
- ② 企画提案書（A4版左綴り（ステープル止め）片面印刷・任意様式）
正本各1部、副本各6部
- ③ 業務実施体制調書【様式6】
- ④ 業務経歴書（過去3年間）【様式7】
- ⑤ 業務スケジュール【様式8】
- ⑥ 見積書（任意様式）

仕様書に基づき、本業務に係る見積書（税込・捺印）を別葉で提出すること。

(5) 提出方法

持参または送付（簡易書留等履歴が確認できる方法）

(6) 提出先

9（2）の事業担当課

(7) 留意点

- ① 提出書の提出は、1提案者につき1案とする。
- ② 提出後の追加、修正は提出期限下での間に限り認める。
- ③ 受領した提出物は返却しないものとする。
- ④ 要請書を送付した者であっても、提出期限までに提出書類の提出がなかった場合は、プロポーザルへの参加を辞退したものとみなす。

13 審査方法

企画提案書等の審査は、伊達市データ駆動型スマート農業推進協議会運営業務委託事業者を選定するプロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）が提案内容について審査を行い、評価基準に基づく評価及び業務の委託業者の選定を行う。ただし、見積金額が5,921,000円（消費税及び地方消費税を含む。）を超えている場合には、その提案書は審査から除外する。

(1) プレゼンテーションの実施

- ① 日程 令和7年5月30日（金）予定
時間、場所等の詳細については選考された団体に別途連絡する。
- ② プレゼンテーション及びヒアリング時間は20分程度（説明10分、質疑10分程

度)を予定している。

- ③ プレゼンテーション及びヒアリングは、提出した企画提案書等を基に行うものとし、追加提案や追加資料の配布は認めない。
- ④ プレゼンテーション及びヒアリングの順番は、企画提案書等の受付順とし、個別に行い非公開とする。
- ⑤ プロジェクター及びスクリーンは、事務局において用意するが、パソコンその他の機器等については、持ち込み可能な範囲で参加者が用意すること。

(2) 契約候補者の選定

- ① 提出された提案書の審査及び応募事業者に対するヒアリングを実施し、総点数が基準点数を超え、最も優れている提案者を契約候補者として選定し、契約締結に向けた手続きを行う。
- ② 契約候補者と契約締結に至らなかった場合は、総点数が基準点数を超えた次順位の者を新たな契約候補者として手続きを行うものとする。
- ③ 提案者が1者であっても、本プロポーザルは実施する。

(3) 評価基準

評価基準は別紙1「伊達市データ駆動型スマート農業推進協議会運営業務委託プロポーザル評価基準書」のとおりとする。

14 結果の通知

審査結果は、各提案者に書面で通知するとともに、本市ホームページ

(<https://www.city.fukushima-date.lg.jp/soshiki/18/78042.html>)において公表する。

なお、審査結果に関する一切の事項についての質問、異議申立は受付けないものとする。

15 契約

候補者選定後、随意契約に係る協議を行い、協議が整い次第、速やかに随意契約の手続きを行うものとする。

なお、その際には、選定された者はあらためて見積書を提出するものとする。

16 失格事項

本プロポーザルの提案者又は提案された提案書が、次のいずれかに該当する場合は、その提案を失格とする。

- (1) 後日、参加資格要件を満たしていないことが判明した場合
- (2) 後日、提出書類に虚偽の記載があったことが判明した場合
- (3) 実施概要書等で示された、提出期限、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- (4) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

17 その他の留意事項

- (1) 提案書等の作成及び提出に要する経費は提案者の負担とし、提出された提案書等は返却しないものとする。
- (2) プロポーザル実施に関する情報（参加者から提出された資料を含む。）は、伊達市情報公開条例（平成 18 年伊達市条例第 14 号）に基づき、提出書類を開示する場合がある。
- (3) 提案にあたって、業務に関して知り得た情報を目的以外に使用し、または第三者へ提供してはならない。
- (4) 本プロポーザルは優先交渉権者の選定を目的に実施するものであり、契約内容においては必ずしも提案内容に沿うものではない。